

第4回 千葉市公文書管理条例検討委員会 議事要旨（速報版）

1 日時

令和5年2月13日（月） 13:00～15:00

2 場所

中央コミュニティセンター2階 農業委員会室

3 出席者

（委員）

大林啓吾委員、下重直樹委員、末吉永久委員、松崎裕子委員

（事務局）

椎名総務課課長補佐、茂手木総務課主査、山中総務課主事

※清水善仁委員及び山崎総務課課長は欠席。

4 議事

（1）第3回検討委員会議事録について

第3回検討委員会議事録が確定したこと、千葉市HPにて公開したことについて説明を行った。

（2）第3回検討委員会における指摘事項について

・複製の正本化ができる文書の例として「その他電子正本化しても支障がないと判断できる文書」が挙げられているが、どういった観点からみて「支障がないと判断できる文書」なのかは明確にすべき。判断を行うのが所属長であることを考慮すると、「業務上支障ない」という観点とするのが適切と思われる。

（3）公文書管理条例案について

ア 永続的な保存対象文書の保存・利用

（ア）求められる公文書館機能について

・「公文書館機能として最低限満たしておきたい要素（ミニマムモデル）」において「歴史資料として重要な公文書等の収集・保存・閲覧等に関する調査研究」が挙げられているが、異動を伴う行政職ではなく、専門の職員を雇用することを検討すべき。

(イ) 特定重要公文書等の保存について

・特定重要公文書等の廃棄については、首長の一存で廃棄されてしまわないよう、附属機関の意見を聴いたうえでパブリックコメントを行う等、二重三重にチェック機能を講じる必要がある。

(ウ) 特定重要公文書等の利用方法

・利用制限時に考慮する「時の経過」については専門職の意見を聴くべき。
・行政委員会から市長部局へ移管された特定重要公文書等については、不開示情報であっても、市長が裁量的に開示してよいのか十分検討すべき。また、公文書管理制度については“開示”という言葉は不適當であるため見直しが必要。
・特定重要公文書等の利用にあたっては、事前にファイル名を目録公表しているため、存否応答拒否は公文書管理制度上馴染まない。存否応答拒否の制度意義は、情報公開制度上で成立するものである。

(エ) 条例施行後の附属機関について

・特になし

問合せ先 千葉市総務局総務部総務課 文書班

TEL 043-245-5026

FAX 043-245-5555

MAIL somu.GEG@city.chiba.lg.jp